

三島市ヤングケアラー訪問支援事業業務委託仕様書

1 業務名

三島市ヤングケアラー訪問支援事業業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨・目的

ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減することを目的とする。

3 委託期間

令和5年〇月〇日から令和6年3月31日まで

4 対象者

本業務の対象者は市内に住所を有する者のうち、市長により三島市ヤングケアラー訪問支援事業の利用が必要と認められた家庭とする。

5 業務内容

受託者は、「2 趣旨・目的」に掲げる目的を達成するために、三島市ヤングケアラー訪問支援事業実施要綱に基づき、次に掲げる内容の業務を行う。なお、個別の家庭ごとの支援内容は事前に協議の上、決定する。

(1) 家事に関するもの

- ア 食事の準備及び後片付け
- イ 衣類の洗濯及び補修
- ウ 居宅等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡・調整
- カ その他必要な家事援助

(2) 育児に関するもの

- ア 幼いきょうだいの世話・遊び相手

(3) 家族の介護に関するもの

- ア 食事の介助
- イ 排泄の介助

ウ 衣類やシーツの交換

エ 目が離せない家族の見守り

(4) その他のもの

ア 家庭が抱える悩みや不安の傾聴

イ その他市長が認める必要な支援

6 支援の時間及び回数

(1) 支援を行う時間数及び回数は、原則、1家庭あたり1日2時間以内、週2回以内とする。

(2) 支援を行う曜日は、日曜日から土曜日までとする。

(3) 支援を行う時間帯は、原則、午前7時から午後7時までとする。

個別の家庭の状況に応じて、委託者受託者の双方の合意がある場合、この限りではない。

7 委託料

委託者は、委託料として、下記に定める額を受託者に支払うものとする。

(1) 2,800円/1時間(税込)(原則1日につき2時間を限度とする)

(2) 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合、30分以内の場合は1時間あたりの半額とし、30分を超える場合は1時間あたりの委託料とする。

(3) 支援家庭までの交通費がかかる場合、公共交通機関を利用した場合に限り、実費を委託料に加算する。(ただし、上限1,860円とする。)

(4) 利用予定日の前日17時以降に利用者都合によりキャンセルが生じた場合、受託者は1,000円/1回のキャンセル料を利用者に直接請求できるものとする。

8 委託費用の請求、支払い

受託者は、実績報告書を支援家庭ごと1ヶ月分でまとめ、翌月の10日までに市に提出するとともに、委託費用の請求を行うものとする。市は、請求の内容を確認の上、受託者に対し速やかに委託費用を支払うものとする。

9 事業運営の手順

(1) 委託者が当該事業の利用希望者と面談を実施する。

(2) 委託者が受託者に対し、対象家庭の情報、利用希望日、利用希望時間等について事前相談を行う。

- (3) 受託者は事前相談の内容から、業務受託の可否を判断し、受託者が可能と判断した場合、支援家庭に対して、事前訪問を実施する。
- (4) 受託者は、支援計画兼実績報告書（様式第2号）により、訪問計画を作成し、委託者に提出する。
- (5) 委託者は、提出された訪問計画を確認し、連絡票（様式第4号）を受託者に送付する。
- (6) 受託者は、訪問計画及び連絡票の指示に従って、支援を実施する。
- (7) 受託者は、本業務の毎月の実施状況について、翌月10日までに支援計画兼実績報告書（様式第2号）の提出により、実績報告を行うとともに、請求書を委託者に提出する。また、委託者が求めた場合には、支援の状況について、口頭での説明に応じるものとする。

10 業務実施中に問題が生じた場合の取り扱い

- (1) 支援家庭に異変が認められた場合、支援員から受託者にその状況を連絡し、受託者は速やかに委託者に連絡を取って必要な措置を講じること。
- (2) 支援実施中に、災害・事故等が発生した場合には、速やかに安全の確保、消防・警察等のしかるべき機関への連絡を行った上で、支援員から受託者にその状況を報告し、受託者は速やかに委託者に連絡を取って必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、市役所の開庁時間外において、委託者に報告すべき極めて緊急な事案を把握した場合には、三島市役所代表番号（055-975-3111）に連絡すること。

11 その他

- (1) 受託者は、委託者と十分な連絡調整を行い、本業務の円滑な実施を図ること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。また、事業所としてのセキュリティ管理にも十分な注意を持って業務に臨まなければならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上処理するものとする